

おかやま次世代電池 オープンラボ運用指針

制定 令和2年2月4日

改訂 令和2年5月19日

改訂 令和3年3月17日

本運用指針は、岡山県 共同研究講座等開設事業（次世代電池分野）において、企業及び研究者が多面的な連携を図り、技術検討等が可能な場として設置する共有スペース（以下「オープンラボ」という。）の運用について規定するものである。

1 本運用指針の目的

本運用指針は、オープンラボの円滑な運営を図り、オープンラボの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 オープンラボの目的

オープンラボは次世代電池の共同研究の推進に資する事を目的として設置する。

3 設置場所

オープンラボは国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）津島キャンパス内の新技術センター106号室及び自然科学研究科棟第四区画に設置する。

4 設備等

オープンラボに設置する設備は随時ホームページに掲載する。

5 管理者

オープンラボには管理者を配置する。

6 利用者

オープンラボは、次に掲げる者が利用できるものとする。利用者はオープンラボでの情報共有、技術相談、予備検討、試作、評価等を行う事ができるものとする。

（1）おかやま次世代電池共創コンソーシアムの会員

（2）管理者が利用を認可した者

7 費用、資材等

オープンラボの利用に関わる費用については別途定める。なお、設備・施設等に破損・汚損等が生じた場合、使用者と岡山大学とで対応を協議する事とする。

8 書籍・備品等の貸与

利用者は、オープンラボに設置し、管理者が管理する書籍・備品等に関し、管理者の許可を得る事により、貸与を受ける事ができる。貸与する書籍・備品等については、管理者がその一覧を公開し、帳票等で管理する事とし、その期間については管理者と貸与を希望する利用者との調整し、決定するものとする。また、貸与した書籍・備品等に破損・汚損・紛失等が生じた場合、貸与を受けた利用者と岡山大学とで対応を協議する事とし、貸与期間満了前であっても、管理者の指示がある場合は、利用者は貸与を受けた書籍・備品等を管理者に返却しなければならないものとする。

9 利用の許可

オープンラボの利用について、おかやま次世代電池共創コンソーシアム規約第4条第2項に示すおかやま次世代電池共創コンソーシアムの会員は、あらかじめ管理者に使用許可を受けた装置あるいはスペースを、決められた日時で使用する事ができる。

10 その他

オープンラボの設備整備・活用支援は、岡山大学が岡山県 企業と大学との共同研究センターと協力して推進する。